



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	先住民文化遺産とツーリズム : セッションの趣旨といくつかの論点について
Author(s)	山村, 高淑; Yamamura, Takayoshi
Relation	先住民文化遺産とツーリズム : 北海道の可能性(International Symposium: Indigenous Heritage and Tourism - Potential in Hokkaido). 2012年10月13日-14日. 北海道大学学術交流会館小講堂, 札幌市.
Issue Date	2012-10-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/50324
Type	conference presentation
File Information	20121014_proceedings_yamamura.pdf



International symposium 2012 Indigenous Cultural Heritage and Tourism

国際シンポジウム
先住民文化遺産とツーリズム
-北海道の可能性-

『セッションの趣旨といくつかの論点について』

山村 高淑
(北海道大学観光学高等研究センター准教授)

1. 本日のセッションの趣旨

■ 文化遺産、地域資源の管理・活用における先住民族の主体性回復を目指して
国連による「先住民族の権利宣言」の採択（2007年）に代表されるように、国際社会では先住民族の権利回復、文化復興に関する議論が高まっている。そうした議論の中でも重要な論点のひとつが、文化遺産、地域資源の管理・活用における先住民族の主体性を如何にして回復していくのか、という命題である。

この命題を考えていく上で大きな問題のひとつとなるのが、文化遺産の創造者・所有者・住民の不一致の問題である。すなわち、いわゆる近代になって成立した「国民国家」においては、「文化遺産の創造者」と「現在の法的所有者」、そして「現在そこに住んでいる人々」が一致しない場合が往々にしてあるのである。「先住民族（その文化遺産を創造した人々とその子孫）」、「所有者（法的所有者）」、「ホストコミュニティ（そこに住んでいる人々）」、という三者の関係性の問題である。

したがって「文化遺産、地域資源の管理・活用における先住民族の主体性を如何にして回復していくのか」、という問題を解決していくうえでは、これら三者それぞれが先住民文化遺産に対する理解と敬意を深めるとともに、最も重要なアクターとしての先住民族の主体性が担保されるよう、三者間の協力体制を築いていくことが必要不可欠である。

■ 「パブリック考古学」と「ヘリテージツーリズム」

実はこうした問題と深く関連する研究分野の代表が、「考古遺産」を扱う「考古学」、そして「地域資源の活用」方法を扱う「ツーリズム」である。

もちろん、こうした課題はすぐに解決できるものではない。政治的な対応にゆだねなければならない部分もある。しかしながら、我々は、「考古学」と「ツーリズム」という分野をベースにしつつ、身近な事象を対象に、身の丈にあった地に足のついたやり方で、じっくりこうしたテーマに取り組んで行きたいと考えている。

こうした背景から私たちが採用したふたつのアプローチが、考古遺産を先住民族や地域住民と一緒にどのように調査し、ツーリズムなどを通し活用していくのかという「パブリック考古学」と、文化資源の価値を広く一般大衆に伝え、交流を通して文化継承の理解者・支援者を増やしていくのかという「ヘリテージツーリズム」というアプローチである。

■ 「ツーリズム」の意味するところ

なお、いずれのアプローチも、「ツーリズム」という概念に深く関連する。そこでまずは誤解の無いよう、「ツーリズム」という語が意味する所を簡単に記しておきたい。

それは、決して従来、悪い意味で用いられてきた「観光」、すなわち「民族文化や地域資源を見せ物、食べ物にする観光プログラム」を指すのではなく、「文化交流の最も重要な手段のひとつとしてのツーリズム」を指す。したがって、先住民文化遺産をベースとしたツーリズムとは、「文化の継承者が主体性をもって資源を管理し、交流を通してその重要性を広く一般大衆に理解してもらい、支援者＝ファンを増やしていくための仕組み」として理解すべきものであると考える。したがって、従来の「観光」とは一線を画す概念であることを強調するため、敢えて「観光」ではなく「ツーリズム」という言葉を多用したい。

■ 活きている文化とは何か

さて、本日まで登壇頂く話者各位は、実際に現場で、試行錯誤されながらも「パブリック考古学」や「ヘリテージツーリズム」を立ち上げようと取り組まれている方々である。現場に張り付いている若手の方々を中心に、発表者の過半数がアイヌ民族の皆さんである。したがって、単なる調査・研究報告ではない、「実際に取り組むことの悩み」や「情熱」が凝縮された発表となるはずである。

我々主催者は、この点が非常に重要だと考える。なぜなら、先住民族が主体となって、自らを、自らの言葉で語るからこそが、「先住民族の文化」であり、それが時代を超えて伝えられていくからこそが「文化遺産」の本質であると考えからである。決して研究者が定義したもの、博物館に保存されたものだけが「文化」ではない。今生きている人々が、先人の残してくれたものを学び、自分なりに解釈し、そして表現し伝えていくことも重要な文化であり、それこそが「活きている文化」なのだと言える。「パブリック考古学」や「ヘリテージツーリズム」はまさにこうした理念を具現化していくための取り組みである。

★★★

こうした趣旨の下、本日の議論を通して、登壇者各位、ご来場いただいた皆様各位と、経験や問題意識を共有し、先住民族への理解と敬意、そして共感を深める考古学やツーリズムとは何なのか考えて参りたいと思います。先住民族と非先住民族がともに尊厳を持って共存できる社会の実現に向け、本日のシンポジウムが少しでも皆様のお役に立つことができましたら幸甚です。

2. 北海道における「パブリック考古学」「ヘリテージツーリズム」の意義と課題

さて、ここで、北海道における「パブリック考古学」「ヘリテージツーリズム」の意義と課題について簡単に問題提起をしておきたい。

北海道におけるツーリズムを考えるうえで、その大前提として忘れてはならないのは、これまでのツーリズム開発における先住民族の歴史・文化・現在に対する軽視、あるいは無知と無関心である。明治の同化政策以降、2008年になってやっと「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択されたことからわかるように、我が国の政府並びに国民の多くは先住民族問題に関して無関心で続けた。

こうした無関心は、旅行商品やガイドブックにおける北海道の表象のされ方からも良くわかる。それらの多くが、あたかも人の手が入っていないかのような「手付かずの大自然」、あるいは明治期以降の開拓の歴史のみを強調した「フロンティア精神」といった、極めて偏ったイメージで北海道を形容し、宣伝し続けている。例えば2005年に世界自然遺産に登録された知床などはその顕著な例であろう。知床が世界自然遺産に登録される際に、国際自然保護連合(IUCN)がUNESCO世界遺産センターへ提出した「技術評価報告書」(2005年5月)で勧告したとおり、知床は先住民族が暮らしてきた土地であり、彼らはそこで生き抜く知恵と技術を蓄積させてきたのである。つまり、IUCNの言を借りれば、遺産の保護・管理において「先住民族が関与」することが必要不可欠であり、それによって自然環境の持続的な活用(sustainable use)が実現されなければならないのだ。

当然のことながら、北海道は先史時代より人が連綿と住み続けてきた土地であり、数千年にわたる文化の蓄積がある。

明治期以降の開拓の歴史は、あくまでも北海道の歴史のごく一部であるに過ぎない。言うまでもなく現在の北海道文化の基層には、和人移住以前の文化、特にアイヌ文化が存在しており、こうした先住民族文化への理解・敬意無しに、ことさら開拓文化やロマンを語る観光プロモーションやプログラムは歴史を曲解して伝えてしまう危険性がある。本日午後のテーマである「ヘリテージツーリズム」はまさにこの点を是正していく試みでもある。

また考古学についても、研究成果や出土物が、一般市民がこうしたことを理解する上で十分に役立てられているかという答えは否である。あくまで主流は、研究者が掘って、そして研究者が管理するという状況で、そうしたプロセスから先住民族や一般市民は切り離されたままである。午前中の論点である「パブリック考古学」はこうした「考古学」を打ち破ろうとする試みでもある。

こうした意味において、午前の「パブリック考古学」に関する議論も午後の「ヘリテージツーリズム」に関する議論も、根底で共通する課題を扱っているのである。

3. 重要な用語と概念

■ ツーリズム (tourism)

① *traveling for pleasure*: 楽しみを求めての旅行。「旅行」とは帰ることを前提とした移動。

② *tourist industry*: こうした旅行に関連するサービスを提供する事業。

(日本国際観光学会 2007:12)

・ ツーリズムは「最も重要な文化交流の手段のひとつ」…ICOMOS (国際記念物遺跡会議 1999) 『国際文化観光憲章』による定義

Domestic and international tourism is one of the foremost vehicles of cultural exchange, providing personal experience of that which has survived from the past as well as the contemporary life and society of others (ICOMOS 2002:2. 下線筆者).

国内・国際観光は、他者の現代生活や社会、過去から継承されてきたものなどを個人的に経験する機会を提供する、文化交流の最も重要な手段のひとつである (筆者訳)。

■ 文化遺産の管理・活用・公開の第一義的な目的

文化遺産を管理しツーリズムにおいて活用することの目的とは、「その文化遺産の保護・継承に向けた“理解者・支援者”“ファン・サポーター”づくり」である。

A primary objective for managing heritage is to communicate its significance and need for its conservation to its host community and to visitors. Reasonable and well managed physical, intellectual and/or emotive access to heritage and cultural development is both a right and a privilege. It brings with it a duty of respect for the heritage values, interests and equity of the present-day host community, indigenous custodians or owners of historic property and for the landscapes and cultures from which that heritage evolved (ICOMOS 2002:4. 下線筆者).

文化遺産を管理・活用する第一義的な目的は、その重要性と保護の必要性を、ホストコミュニティとビジター双方に伝え理解してもらうことにある。文化遺産ならびに文化の発展に関して、適切なかたちで物理的、知的、感性的にアクセスできることは、全ての人々に保障されるべき権利である。こうしたアクセスは、文化遺産価値への敬意を生み、文化遺産に関する現在のホストコミュニティ（そこに住んでいる人々）、先住民族（その文化遺産を創造した人々とその子孫）、所有者（法的所有者）、それぞれの利益と平等に関する敬意、その文化遺産を育ててきた周辺景観や文化に関する敬意を生む（筆者訳。下線筆者。（）内は筆者補記）。

Unless there is public awareness and public support for cultural heritage places, the whole conservation process will be marginalised and not gain the critical levels of funding or public and political support so necessary for its survival (ICOMOS 2002:2) .

…遺産に対する一般大衆の認知、そしてサポートが無ければ、保護のプロセスは過小評価され、必要最低限の財政支援も、公的・政治的支援も得られなくなってしまうだろう（筆者訳）。

■ 文化遺産（の価値）へのアクセス

文化遺産（の価値）へのアクセス方法には以下の3つの様態がある。

表1：文化遺産（の価値）へのアクセス様態

① physical access （物理的アクセス）	<i>physical access, where the visitor experience the place in person</i> （現場での生の体験）
② intellectual access （知的アクセス）	<i>intellectual access, where the visitor or others learn about the place, without possibly ever actually visiting it</i> （場所の価値・重要性について学習すること。現場を実際に訪れないで行う学習も有り得る）
③ emotive access （感情的・感性的アクセス）	<i>emotive access where the sense of being there is felt, again even if a visit is never undertaken</i> （そこにいるのだという実感を得ること。これも現場を実際に訪れないで感じる場合も有り得る）

（出所）ICOMOS(2002), p. 21 を基に筆者作成。

- ① 物理的アクセス (*physical access*) は、*to experience*。体験すること。つまり実際に現地に赴き、そこで文化遺産を生で見たり、聴いたり、触れたりと物理的に体験するということ。
- ② 知的アクセス (*intellectual access*) は、*to learn*。すなわち学ぶこと。知識情報へのアクセス。事前に書物やガイドブック、インターネットなどで当該文化遺産に関する知識を得たり、現地で案内板やガイドによるインタープリテーションを通して知識を得たり、といった形式の情報へのアクセス。
- ③ 感性的アクセス (*emotive access*) は、*to feel*、感じること。その場所にいるということをしみじみと実感するという感覚、文化遺産に対する親しみや親近感、楽しさといった感覚。物理的な体験でも、知識情報でもなく、心で文化遺産の存在、その特質や価値といったものを感じることを。

- ヘリテージ (*heritage*)、ヘリテージ・ツーリズム (*heritage tourism*)
 - ・ 英語「*heritage*」の原義は、「相続される財産、受け継がれる遺産・伝統」の意。つまり、先代（過去）から今生きる私たち（現在）、そして子孫（未来）へと、ある社会・集団（場合によっては個人）が、継承すべき歴史的・文化的価値を認めた物事・事象がヘリテージ。
 - ・ このようにヘリテージという概念の根本には、人間の「価値判断」「思い入れ」がある。世代を超えて歴史的・文化的価値を継承する「意志」と言っても良い。したがって特定の社会が、歴史的・文化的価値を認め、それを継承すべきだと判断した対象であれば、それは景観であっても、自然環境であってもヘリテージとして捉えることが重要である。
 - ・ ヘリテージとは、ある資源を継承していくために必要な、その「資源」と「人間」とを結び付ける「多様な社会的・文化的『関係性』を集合的に指した概念」（山村 2006:115）。
 - ・ ヘリテージツーリズムとは、こうしたヘリテージを資源とするツーリズムを指す。

- 先住民族観光 (*indigenous tourism*)
 - ・ 「先住民族が管理面や提供する資源面で直接関与する観光活動」のこと (*Butler and Hinch 1996*)。

■ 『国際文化観光憲章』に見る先住民族観光の指針

前述の ICOMOS 『*International Cultural Tourism Charter*』では、基本原則のひとつとして特に「基本原則 4：ホスト社会と先住民族コミュニティの関与」という項目を設け、a) ホストコミュニティ（そこに住んでいる人々）、b) 遺産所有者（法的所有者）、c) 土地あるいは重要な場所について伝統的な権利と責任を有する先住民族（その文化遺産を創造した人々とその子孫）、の三者が、文化遺産の保護とツーリズムのプランニングに関与すべきであると明記している (ICOMOS 2002: p.11)。そしてこれら三者の関与が達成できているかどうかを確認するため、以下の4つのチェックポイントを掲げている。

表 2：関連三者の関与に関するチェックリスト

1. <i>Are the host community, property owners and/or relevant indigenous people involved in planning for conservation and tourism at the place?</i> これら三者が当該文化遺産の保護計画、ツーリズム開発計画作業に関与しているか？
2. <i>Do planning, conservation and tourism activities show appropriate respect for the rights and interests of the host community, property owners and relevant indigenous people?</i> 観光計画・保護計画・観光活動が、これら三者の権利と利益に対し適切な敬意を示したものになっているか？
3. <i>Have relevant people been involved in establishing goals, strategies, policies and protocols for identification, management and conservation programs?</i> 保護・管理プログラムに関する目標・政策・協定等の策定に関係者が参画しているか？
4. <i>If appropriate, has there been respect shown to the wishes of the host community or relevant indigenous people to restrict or manage access to certain cultural practices, knowledge, beliefs, activities, artefacts or sites?</i> 文化的慣習や知識、信仰、活動、技能、場所へのアクセス制限・管理についてのホストコミュニティや先住民族の希望に敬意が払われているか？

(出所) ICOMOS (2002), p. 19 を基に筆者作成。

【引用文献】

Butler, R. and T. Hinch, 1996, *Tourism and Indigenous Peoples*,
International Thomson Business Press.

ICOMOS, 2002, *International Cultural Tourism Charter*, ICOMOS
International Cultural Tourism Committee.

日本国際観光学会（2007）『観光学大辞典』株式会社木楽舎。

山村高淑, 2006, 「ヘリテージツーリズムをデザインすることの意義とその思想」 桑田政美編
『観光デザイン学の創造』世界思想社。